

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究

<実施主体名>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

<調査研究報告書の概要>

1. 調査研究の目的

一時保護は子どもにとって不安の強い状況であり、手厚い対応が必要であるが児童養護施設の基準が準用されていることから、一時保護所独自の設備・運営基準の策定が必要とされている。

そこで、令和元年度に実施した「一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続きの在り方に関する調査研究」や平成30年度の「一時保護の第三者評価に関する研究」の調査等によって明らかになった課題等を踏まえつつ、一時保護所で生活する子どもの視点を取り入れた基準案を検討するための議論のたたき案となる資料を作成することを本調査研究の目的とする。

2. 調査研究の実施概要

(1) 検討委員会の開催

有識者からなる検討委員会を7回開催し、一時保護所の在り方、一時保護所の設備・運営基準（案）（以下「基準（案）」）の検討を行った。

(2) 一時保護所の在り方を検討

基準（案）を検討する過程において、本来の「一時保護所の在り方」についての検討を行った。

(3) 子どもの意見の把握

一時保護所で生活している子ども、また生活していた子どもへのアンケート及びインタビュー調査を実施し、その結果を踏まえて、基準（案）を検討した。

(4) 一時保護所へのアンケート

基準（案）の検討にあたり、改めて実態を把握するため、全国の一時保護所を対象としたアンケート調査を実施した。

(5) 一時保護所の設備・運営基準（案）の作成

上記をもとに基準（案）を作成した。最低基準と参酌すべき基準については、基準（案）の中で書き分けをし、参酌すべき基準については、「努めること」「望ましい」とした。検討した「一時保護所の在り方」のうち、基準（案）としての記載がなじまない内容や詳細については、本調査研究の考察として考え方などを示した。

3. 調査研究の結果

上記の結果を報告書としてとりまとめ、今後の参考としてもらえるよう弊社ホームページで公表を行った。なお、本調査研究で検討した基準は「案」であり、今後ことも家庭庁において法令の検討を行う中で、精査を行うものである。